

(別紙様式1)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 栃木県
農業委員会名： 壬生町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 1,248 |
| 自給的農家数 | 325 |
| 販売農家数 | 923 |
| 主業農家数 | 213 |
| 準主業農家数 | 296 |
| 副業的農家数 | 414 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 1,299 |
| 女性 | 604 |
| 40代以下 | 135 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 215 |
| 基本構想水準到達者 | 0 |
| 認定新規就農者 | 2 |
| 農業参入法人 | 1 |
| 集落営農経営 | 11 |
| 特定農業団体 | 0 |
| 集落営農組織 | 11 |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | 畑 | | | 計 |
|--------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 1,930 | 900 | | | | 2,830 |
| 経営耕地面積 | 1,505 | 406 | 375 | 17 | 14 | 1,911 |
| 遊休農地面積 | 6 | 32 | 32 | | | 38 |
| 農地台帳面積 | 1,793 | 1,105 | 1,105 | | | 2,898 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 H 年 月 日

| | 選挙委員 | | 選任委員 | | | | | 合計 |
|-------|------|----|------|------|--------|------|---|----|
| | 定数 | 実数 | 農協推薦 | 共済推薦 | 土地改良推薦 | 議会推薦 | 計 | |
| 農業委員数 | | | | | | | | |
| 認定農業者 | — | | | | | | | |
| 女性 | — | | | | | | | |
| 40代以下 | — | | | | | | | |

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 2年 7月 19日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 10 | 10 |
| 認定農業者 | — | 8 |
| 認定農業者に準ずる者 | — | 0 |
| 女性 | — | 2 |
| 40代以下 | — | 0 |
| 中立委員 | — | 2 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 15 | 15 | 3 |

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|--------------------|---|-----------|--------|
| 現 状 (平成31年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
| | 2,830ha | 1,430ha | 50.50% |
| 課 題 | 農業従事者の高齢化・後継者不足や相続による不在地主の増加により、離農者や遊休農地が増えており、農地の分散・園等が農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。このような中で集積を進めるためには、農業委員会と町農政課が連携し、地域の中心的担い手や新規就農希望者への農地中間管理事業によるあっせん等、積極的な働きかけが必要である。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| | |
|------|--|
| 目 標 | 集積面積 1,454ha (うち新規集積面積 24ha) |
| | 目標設定の考え方:平成30年度新規実績30haの8割程度を見積もった。 |
| 活動計画 | 8月～9月 農地の利用状況等についての実態調査 10月 調査結果のとりまとめ 11月 遊休農地所有者等を対象とした意向調査 1月～3月 意向調査結果を基に、担い手への農地の利用集積に向けたあっせん・調整 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|--|--------------------|--------------------|
| 新規参入の状況 | 30年度新規参入者数 | 29年度新規参入者数 | 28年度新規参入者数 |
| | 5 経営体 | 3 経営体 | 1 経営体 |
| | 30年度新規参入者が取得した農地面積 | 29年度新規参入者が取得した農地面積 | 28年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 4.9ha | 1.4ha | 0.2ha |
| 課 題 | 管内農地の権利を取得し、新たに農業を行う場合は、農業委員会により新規就農認定が必要だが、希望者と面接をする中で、農地の権利設定・移転に際しての土地の選定や就農資金の確保等についてはほとんどの希望者が苦慮している状態である。新規参入を推進するには、相談から就農までをトータルでフォローできるよう、農業委員会・町農政課連携による体制づくりが必要である。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|--|--------|-------|
| 参入目標数 | 3経営体 | 参入目標面積 | 1.5ha |
| 活動計画 | 6月～3月 農業委員会・町農政課連携による新規就農相談業務の実施 6月～3月 就農希望耕作予定地ごとに地区担当農業委員への相談者への情報提供を行い、権利の設定・移転が可能な農地の洗い出しを行う。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|--------------------|---|-----------|-------------|
| 現 状 (平成31年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 2,830ha | 32.2ha | 1.14% |
| 課 題 | 遊休農地の発生防止と解消を進めるためには、継続した調査の実施と遊休農地所有者への営農再開に向けた指導の他、人・農地プランに位置付けられた中心的担い手への利用集積に向けた働きかけが必要である。 | | |

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| | | | | | |
|---------|--|---------------------------------------|---|-------------|--|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 9ha | | | | |
| | 目標設定の考え方: 前々年度14haであったが前年度は3.1haと解消が大きく減少したが、平成29年度農業委員会新体制発足から3年目を迎える今年度、さらなる農業委員会活動の充実が求められることから、過去2ヶ年度の平均値である値を目標に設定した。 | | | | |
| 活 動 計 画 | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | | 25人 | 8月～9月 | 10月 | |
| | 農地の利用意向調査 | 調査方法 | 1 仮登記農地、農地法第3条及び基盤法による利用権設定農地、納税猶予特例適用農地等を確認した上で、事務局が資料を作成する。 2 管内全域を調査区域とし、3地区(壬生・稲葉・南犬飼)に分け、地区ごとに検討会を実施する。 3 周辺農地に及ぼす影響の大きい地域(農振農用地等)を中心に順次実施。遊休化している場合は詳しく調査し、地図帳等に記録する。 | | |
| | | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | | |
| その他 | 11月 | 12月 | | | |
| | 1月～3月 | 意向調査結果を基に、担い手への農地の利用集積に向けたあっせん・調整を行う。 | | | |

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|--------------------|--|-----------|
| 現 状 (平成31年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 2,830ha | 0ha |
| 課 題 | 農地法による転用規制等の法制度の理解不足により、宅地等への違反転用が発生する可能性が考えられ、農地の確保・有効活用を図る上での課題となっている。 | |

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の活動計画

| | |
|------|--|
| 活動計画 | ○違反転用の是正指導・・・違反転用者に対し、違反の是正指導を継続的に実施。 ○違反転用の発生防止に向けた取り組み・・・6月～12月 農業委員・農地利用最適化推進委員による地域のパトロールの実施及び違反転用案件があった場合の運営委員会委員や職員による現地調査 ○8月～9月 農地パトロール(農地利用状況調査)の実施 |
|------|--|

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入